



(社会福祉協議会)

令和5年度 社協会費納入のお願い

本会は、「やさしい気持ち おもいやりの気持ちで つながる町」の実現を目指し、町内において地域福祉事業をはじめ、さまざまな福祉活動に取り組んでおります。

みなさまからいただく『会費』は、本会の活動を支える大切な自主財源となっております。町内の福祉の推進のためにみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

1. 会費の年額

一般会員 1口 1,200円 特別会員 1口 3,000円

2. 納入方法

7月下旬に自治会を通じて集めさせていただきます。

3. 納入期限 9月29日(金)

4. 会費の使途(会費は次のような事業を行う一部として使われます)



地域福祉のために	いきいきサロン、地域の憩いの場づくりの推進 地域における支え合いの活動、みまもり活動の推進 多世代交流事業、福祉講演会の開催 他
児童福祉・母子父子福祉のために	乳児が使う育児用品の購入費の助成 産前・産後ヘルパーの派遣、ママカフェの開催 子育て用品のリユース事業 壊れたおもちゃを修理するおもちゃ病院の開設 他
高齢者・障がい者福祉のために	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等への食事サービス 目の不自由な方へ広報等の音訳サービス 車いす・介護用ベッド、車いす搭載車両の貸出し 赤十字奉仕団の協力による訪問活動の推進 他
ボランティア活動の推進のために	ボランティア団体への活動費の助成 災害ボランティア活動に関する研修会の開催 ボランティア活動保険の加入料助成 他市町村のボランティア団体との交流会の開催 他
その他	福祉総合相談の実施 一時的な生活資金の貸付 新たな福祉活動に対する調査、研究 他

<お問い合わせ先>
八百津町社会福祉協議会
☎43-4462

(社会福祉協議会)

「仲よしシネマデイ」のご案内

社会福祉協議会では母子・父子家庭のふれあいを目的とし、親子の思い出づくりにご利用していただくため、関市にある『シネックス マーゴ』で利用できる映画券の配付を行います。

下記の対象家族の内、配付を希望される方は社会福祉協議会の事務所までお越しください。

1. 対象家族 八百津町内に住所を有する母子・父子家庭の親子（子供が幼児、小・中学生、高校生）
2. 配付期間 8月1日（火）～8月31日（木） ※土日祝日の配付は行いません
3. 配付場所 八百津町社会福祉協議会事務所（福祉センターゆうゆう 1階）
午前8時30分～午後5時15分まで ※上記時間に来所できない方はご相談ください
4. 利用場所 シネックス マーゴ（岐阜県関市倉知516）
5. その他
 - ・配付枚数は1人1枚です。（保護者1人 子供複数人 可）
 - ・受け渡しは保護者の方に行います。申請書の記入が必要ですので本人確認ができる物を持参してください。
 - ・映画券の有効期限は配付日より3ヶ月です。

＜お問い合わせ先＞
八百津町社会福祉協議会
☎43-4462

(社会福祉協議会)

八百津町戦没者合同追悼式について

先の大戦をはじめとする幾多の戦禍により犠牲となられた戦没者を追悼し、平和への誓いを新たにするため、次のとおり八百津町戦没者追悼式を執り行います。

遺族の方にかかわらず、どなたでも参列いただけます。事前の申込み等は不要ですので、直接会場にお越しください。

1. と き 8月13日（日）午前10時～
2. ところ のうひグリーンホール八百津
3. 形式 無宗教、献花方式
4. 主催 八百津町遺族連合会、八百津町、八百津町社会福祉協議会
5. その他 式典当日の服装は、平服で差し支えありません。お供えは固くご辞退申し上げます。

＜お問い合わせ先＞
八百津町社会福祉協議会
☎43-4462

(社会福祉協議会)

弁護士による無料法律相談

相続・離婚・交通事故・債務整理に関することなど、暮らしの中の法律に関する悩みや問題について弁護士が相談に応じる無料法律相談所を下記のとおり実施します。相談の秘密は固く守られます。相談を希望される方は、お電話にて予約をお願いします。

相談例

相続について今のうちに相談しておきたい / 土地の境界について揉めている
借金問題について相談したい / 遺言作成について詳しく聞きたい

- 1.と き 8月29日(火) 午後1時～3時 30分
- 2.ところ 福祉センターゆうゆう ボランティア活動室
- 3.対象者 八百津町住民(5名程度)
- 4.弁護士 伊藤知恵子 弁護士
- 5.申込み先 八百津町社会福祉協議会
- 6.申込期限 8月15日(火) ※5名に満たない場合は、当日まで受け付けます。
- 7.その他 申込者が5名を超えた場合は、抽選とさせていただきます。詳細は、社会福祉協議会までお問い合わせください。

<お申込み・お問い合わせ先>
八百津町社会福祉協議会
☎43-4462

(岐阜県都市建築部)

屋外広告物講習会の開催について

岐阜県広告美術業協同組合および県都市建築部では、屋外広告物講習会を開催します。詳細につきましては下記をご確認ください。

- 1.と き 9月22日(金) 受付開始:午前9時～ 講習:午前9時～午後5時(予定)
- 2.ところ 岐阜市生涯学習センター(ハートフルスクエアG) 2階大研修室(岐阜市橋本町1-10-23)
- 3.対 象 屋外広告物の表示および掲出物件の設置に関する業務に従事する者
または従事しようとする者、屋外広告物を表示または掲出しようとする者
- 4.申込方法 受講申込書を下記の受付場所へ郵送または持参
・岐阜県広告美術業協同組合(〒500-8154 岐阜市木ノ下町5-21-1)
・岐阜県都市建築部都市政策課(〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1)
※受講申請書は、岐阜県都市政策課のホームページまたは岐阜県広告美術業協同組合の窓口で入手可
- 5.受付期間 8月1日(火)～8月31日(木)【当日消印有効】
- 6.受講定員 99名程度(先着順、定員になり次第締切)
- 7.受 講 料 3,000円(講習課程の一部免除者は1,800円)
- 8.テキスト 配布テキストおよび「屋外広告の知識」(第4、5次改訂版)
※「屋外広告の知識」(第4、5次改訂版)は当日購入可能。(希望者)

<お申込み・お問い合わせ先>
岐阜県広告美術業協同組合
☎058-245-4472
岐阜県都市建築部都市政策課
☎058-272-8648